

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 21 号に規定するかご漁業かにかご漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	有共第 1 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 4 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市岱明町鍋、下沖洲、扇崎に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 6 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	有共第 7 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜町に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 9 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾 町、松尾町近津に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島小 島下町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	有共第 10 号、同第 11 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 12 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 12 号、同 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区畠口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	有共第 15 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	別記1のとおり	12月1日から 翌年4月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市不知火町松合に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記1のとおり	12月1日から 翌年4月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代郡氷川町網道、鹿野、鹿島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記1のとおり	12月1日から 翌年4月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市鏡町北新地、宝出、鏡、野崎、内田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記1のとおり	12月1日から 翌年4月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市昭和同仁町、昭和明徴町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	火共第 3 号共同漁業権漁場内日奈久町地先	1 月 1 日から 5 月 31 日まで 及び 8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市日奈久浜町、日奈久上西町、日奈久下西町、日奈久塩南町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	火共第 3 号共同漁業権漁場内二見洲口町地先	10 月 1 日から 翌年 5 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市二見洲口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先	6 月 1 日から 9 月 30 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字海浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	火共第 3 号共同漁業 権漁場内田浦地先	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 芦北町大字田浦町 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	火共第 4 号及び同第 7 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 水俣市に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記 3 のとおり	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市大矢野町 維和、維和又に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記 4 のとおり	8 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市大矢野町 中に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	天共第 3 号共同漁業 権漁場内	8月1日から 12月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市松島町阿 村に住所を有する 者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記 5 のとおり	8月1日から 12月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 上天草市姫戸町に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記 6 のとおり	8月1日から 12月31日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市有明町大浦 に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記 7 のとおり	6月1日から 9月30日まで	許可証に記載されて いる総トン数	許可証に記載されて いる馬力数	1 天草市楠浦町、下 浦町に住所を有す る者 2 熊本県の漁船登録 を受けた漁船の所 有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	かにかご漁業	別記 8 のとおり	8月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市新和町大多尾、大多尾又、中田、小宮地に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記 9 のとおり	6月1日から 9月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市河浦町宮野河内、河浦に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	かにかご漁業	別記 10 のとおり	8月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市河浦町崎津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1

操業区域

下記のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及びオ、カを順次に結んだ線によって囲まれた区域内の火共第 1 号共同漁業権漁場内記

ア 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との海岸線における境界「さいづつの鼻」突端

イ 八代市黒島西端

ウ 八代市大築島南端

エ 宇城市三角町戸馳若宮神社

オ 宇城市三角町戸馳「戸馳大橋」東側取付基部

カ 宇城市三角町黒崎「戸馳大橋」東側取付基部

別記 2

操業区域	操業期間
火共第 2 号共同漁業権漁場内	8 月 1 日から 12 月 31 日まで
<p>下記のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線及びオ、カを順次に結んだ線によって囲まれた区域内の火共第 2 号共同漁業権漁場内</p> <p>ア 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との海岸線における境界「さいづつの鼻」突端 イ 八代市黒島西端 ウ 八代市大築島南端 エ 宇城市三角町戸馳若宮神社 オ 宇城市三角町戸馳「戸馳大橋」東側取付基部 カ 宇城市三角町黒崎「戸馳大橋」東側取付基部</p>	<p>1 月 1 日から 5 月 31 日まで</p>

別記 3

操業区域（1 及び 2 の区域）

1 天共第 1 号共同漁業権漁場内

2 不知火海

次のア、イとウ、エとオ、カ及びキ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 葦北郡芦北町御立岬（只崎）

イ 上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）琵琶の首東端

ウ 龍ヶ岳町山下鼻

エ 龍ヶ岳町和田の鼻

オ 上天草市松島町下大戸ノ岬

カ 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）上大戸ノ鼻

キ 大矢野町維和島東端

ク 宇城市三角町戸馳島片島灯台

ケ 八代市大島南端

別記 4

操業区域（1 及び 2 の区域）

1 天共第 1 号共同漁業権漁場内（中地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、エ、オ間は瀬戸の中央線とする。

基点 1 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）中と同町上との境界点

基点 2 熊本県漁場基点天第 84 号（上天草市松島町（以下、「松島町」という）高杣島北西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 64 号（松島町船人島北端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）

基点 5 大矢野町中と同町登立との境界点

ア 基点 1 から天草市五和町御領長崎鼻を見通した線上基点 1 から 4,500 メートルのところ

イ 基点 2 と大矢野町湯島南西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 353 度 50 分、1,100 メートルのところ

ウ 基点 2 と大矢野町鳩の釜西端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 352 度 30 分、720 メートルのところ

エ 松島町永浦島西端と大矢野町中小泊鼻とを結んだ線の中央点

オ 松島町永浦島北東端と大矢野町中丸山鼻東端とを結んだ線の中央点

カ 基点 3 から大矢野町中新開黒岩鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

キ 基点 3 から大矢野町中恵比須鼻を見通した線上、基点 3 から 540 メートルのところ

ク 基点 4 から松島町船人島北端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

ケ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点

コ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ

サ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ

シ 基点 5 から大矢野町野牛島三角点を見通した線上、基点 5 から 540 メートルのところ

2 不知火海

次のア、イとウ、エとオ、カ及びキ、ク、ケを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 葦北郡芦北町御立岬（只崎）

イ 上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）琵琶の首東端

ウ 龍ヶ岳町山下鼻

エ 龍ヶ岳町和田の鼻

オ 上天草市松島町下大戸ノ岬

カ 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）上大戸ノ鼻

キ 大矢野町維和島東端

ク 宇城市三角町戸馳島片島灯台

ケ 八代市大島南端

別記 5

操業区域（次の 1 及び 2 の区域）

1 姫戸町地先

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ及び基点 3 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という）との海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 248 号（姫戸町舟揚島東端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 249 号（姫戸町と上天草市松島町（以下、「松島町」という）との海岸線における境界）

ア 基点 1 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

イ 龍ヶ岳町黒島北端から八代市鼠蔵山山頂を見通した線上、黒島北端から 1,000 メートルのところ

ウ 基点 2 と八代市黒島山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 39 度、1,800 メートルのところ

エ 基点 3 から八代市黒島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,400 メートルのところ

2 不知火海

次のオ、カとキ、クとケ、コ及びサ、シ、スを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

オ 葦北郡芦北町御立岬（只崎）

カ 龍ヶ岳町琵琶の首東端

キ 龍ヶ岳町山下鼻

ク 龍ヶ岳町和田の鼻

ケ 松島町下大戸ノ岬

コ 上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という）上大戸ノ鼻

サ 大矢野町維和島東端

シ 宇城市三角町戸馳島片島灯台

ス 八代市大島南端

別記 6

操業区域

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点 3 を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市有明町（以下、「有明町」という。）楠甫と有明町大浦との境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 96 号（有明町飛龍島北端）

基点 3 有明町大浦恵比須鼻

ア 基点 1 から真方位 67 度、126 メートルのところ

イ 有明町竜崎から真方位 185 度、417 メートルのところ

ウ 有明町竜崎から真方位 105 度、540 メートルのところ

エ 有明町竜崎から真方位 42 度、900 メートルのところ

オ 有明町飛龍島頂点から真方位 45 度、630 メートルのところ

カ 基点 2 と上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）湯島東端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 19 度 58 分、900 メートルのところ

キ 基点 3 と大矢野町大矢野岳山頂に至る直線とカ、クを結んだ線との交点

ク 基点 3 から大矢野町湯島山頂を見通した線上、基点 3 から 2,200 メートルのところ

別記 7

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点

イ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点

ウ 榎浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ

エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ

オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ

ク 楠浦町大門港記念碑

ケ 天草市志柿町十文字新開北側樋門

別記 8

操業区域（新和地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳押し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町（以下、「下浦町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

基点 5 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と新和町との海岸線における境界

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 新和町立の鼻から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）葛島山頂を見通した線上、立の鼻から 1,260 メートルのところ

オ 基点 4 から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 4 から 900 メートルのところ

カ 下浦町戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

ク 天草市上血塚島西端から真方位 238 度、540 メートルのところ

ケ 新和町榎浦北の鼻から真方位 299 度、180 メートルのところ

コ 楠浦町観音東端から榎浦西の鼻を見通した線上、観音東端と榎浦西の鼻との中央点

サ 基点 5 と基点 5 から真方位 99 度の線が対岸の最大高潮時線と交わる点との中央点

別記 9

操業区域（宮野河内地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わるころ

別記 10

操業区域（崎津地先）

次のア、イを結んだ線及びウ、エを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- ア 天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との北側境界
- イ 河浦町と天草町との南側境界
- ウ 河浦町今富鬼塚湖外岸壁の東端
- エ ウからオを見通した線が最大高潮時海岸線と交わる場所
- オ 河浦町今富四方須と日尻返の境界が河浦町河浦竹崎と交わる場所